



宮 崎 県 公 報

平成19年11月26日 (月曜日) 第 1934 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	
○道路の区域の変更 (3件)	(道路保全課) 1
○道路の供用の開始 (2件)	(") 1

公 告

○砂利採取業務主任者試験の合格者.....	(地域産業振興課) 2
○公共測量の実施の通知.....	(管理課) 2
○公共測量終了の通知.....	(") 2
公安委員会公告	
○機械警備業務管理者講習の実施について.....	2

告 示

宮崎県告示第 934号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月26日から平成19年12月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	延岡市浦城町 842番 1 地先から同市同町 850 番 6 地先まで	旧	15.0 ~ 56.2	708.4
				新	15.0 ~ 97.7	708.4

宮崎県告示第 935号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月26日から平成19年12月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取字小樋11番 2 地先から同市同大字同字 11番 2 地先	旧	7.5 ~ 21.5	38.5
				新	30.6 ~ 60.0	38.5

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			串間市大字大矢取字小樋11番 2 地先から同市同大字同字 11番 2 地先まで	旧	4.6 ~ 9.2	37.5
				新	17.0 ~ 21.6	37.5

宮崎県告示第 936号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月26日から平成19年12月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	西諸県郡野尻町大字紙屋野瀬国有林 282林班む小班地先から同郡同町同大字野瀬国有林 2 82林班む小班地先まで	旧	8.5 ~ 39.4	24.5
				新	8.5 ~ 48.4	24.5

宮崎県告示第 937号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月26日から平成19年12月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串 間線	串間市大字 大矢取字小 楯11番2地 先から同市 同大字同字 11番2地先 まで	平成19年11月26日
			串間市大字 大矢取字小 楯11番2地 先から同市 同大字同字 11番2地先 まで	

宮崎県告示第 938号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月26日から平成19年12月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	西諸県郡野 尻町大字紙 屋野瀬国有 林 282林班 む小班地先 から同郡同 町同大字野 瀬国有林 2 82林班む小 班地先まで	平成19年11月26日

公 告

平成19年11月 9 日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次の番号のとおりである。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

2、5

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省川内川河川事務所から次のとおり通知があった。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
公共測量（池島地区測量）
- 2 作業期間
平成19年11月 5 日から平成20年 3 月14日まで
- 3 作業地域
えびの市池島地先

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成19年宮崎県公報第1909号により公告した公共測量（カラー撮影、縮尺 1/10,000）が平成19年10月30日終了した旨、清武町長から通知があった。

平成19年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第28号

警備業法（昭和47年法律第 117号。）第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年11月26日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

- 1 講習の実施日及び定員
 - (1) 日時 平成20年 1 月 8 日(火)から11日(金)まで
 - (2) 定員 15人
- 2 講習の場所
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎地域職業訓練センター
- 3 講習の実施要領
 - (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。
- 4 受講申込書の提出方法等
 - (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署。
 - (2) 提出期間及び時間
平成19年12月10日(月)から14日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで。
なお、定員に達し次第、提出期間内であっても受付を締切る。
 - (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。
 - (4) 提出書類
受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、

無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110内線3024、3051）を行うこと。